

PTA 規約および慶弔内規 改正(案)

1. 改正理由

本年度、本会では運営の実態に即した円滑な活動と、会費の適正な運用を図るため、規約の一部改正を提案する。主な改正主旨は以下 2 点のとおり。

(1) 役員任期規定の実態への適合(規約第 15 条ほか)

現在の規約では「任期 1 年、再任は 1 回まで(最大 2 年)」と定められているが、実際には専門性や継続性の観点から 2 年以上活動いただくケースが多くなっている。

今回の改正により、実情に合わせて「任期 1 年・再任可能」と改めることで、規約と実態の乖離を解消し、安定した PTA 運営を継続できる体制を整える。

(2) 教職員の加入任意性に伴う慶弔規定の適正化(慶弔内規第 1 条ほか)

昨今の社会情勢を鑑み、本会においても教職員の PTA 加入が「任意」であることを改めて明確にし、来年度より個別に加入意思の確認を実施する。

これに伴い、非加入の教職員が出る可能性を想定し、慶弔金の支給対象を「本会の会員である教職員」に限定するよう規定を明文化する。

2. 改正内容(案)

	改正前(現行)	改正後
規約第 15 条	役員の任期は 1 年とする。ただし、同じ役員の職については 1 回に限り再任を妨げない。	役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
// 第 26 条	会計監査委員の任期は 1 年とする。	会計監査委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
慶弔内規第 1 条	PTA が会員及び教職員に対し慶弔または感謝の意を表すはこの内規による。	PTA が会員(会員である教職員を含む)に対し慶弔または感謝の意を表すはこの内規による。
// 第 4 条	教職員の弔事は次による。	会員である教職員の弔事は次による。
// 第 5 条	教職員が服務中死亡または負傷のため欠勤加療する場合、	会員である教職員が服務中死亡または負傷のため欠勤加療する場合、
// 第 6 条	教職員の慶事は次により祝意を表す。	会員である教職員の慶事は次により祝意を表す。

3. 施行日 令和 8 年 4 月 1 日より施行する。